○農林水産省令第十一号

種苗法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに種苗法（平成十年法律第八十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、種苗法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年三月二十三日　農林水産大臣　野上浩太郎

種苗法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（種苗法施行規則の一部改正）

第一条　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（願書に添付する書面）	（願書に添付する書面）
第六条　法第五条第一項の願書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、第四号の書面は、出願の際に添付できない場合には、出願の日の翌日から起算して三月以内に提出することができる。	**第六条**　第五条第一項の願書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、第四号の書面は、出願の際に添付できない場合には、出願の日の翌日から起算して三月以内に提出することができる。
一　出願者の全部又は一部が出願品種の育成をした者以外の者であるときは、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面	一　出願者の全部又は一部が出願品種の育成をした者以外の者であるときは、出願品種の育成をした者の承継人であることを証明する書面
二　（略）	二　（略）
三　出願者が外国人であるときは、次に掲げる書面	三　出願者が外国人であるときは、その国籍を証明する書面又は次に掲げる書面のいずれか一
イ　出願者が日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所。以下この号において「住所等」という。）を有するときは、出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面	イ　出願者が日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有するときは、これを証明する書面
ロ　法第十条第一号又は第二号の場合には、出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国に住所等を有することを証明する書面	ロ　出願者が日本国以外の締約国等又は同盟国に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有するときは、これを証明する書面
ハ　法第十条第三号の場合には、出願者が同号に規定する国の国籍を有することを証明する書面、当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。）及び当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面	ハ　出願者の属する国（締約国等及び同盟国を除く。）が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているときは、これを証明する書面及び当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面
二　法第十条第四号の場合には、出願者が日本国以外の同号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面	（新設）
四　（略）	四　（略）
（在外者の手続の特例）	（新設）
第九条の二　法第十条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、同項に規定する品種登録管理人を有する在外者（法人にあっては、その代表者）が日本国に滞在している場合とする。	
（輸出等の行為に係る制限の届出書）	（新設）
第十六条の二　法第二十一条の二第一項の規定による届出（第一号に係るものに限る。）は別記様式第八号の二により、同項の規定による届出（第二号に係るものに限る。）は別記様式第八号の三によりしなければならない。	
2　法第二十一条の二第一項の規定による届出（第一号に係るものに限る。）について、指定国がない場合には、届出書にその旨を記載しなければならない。	
3　法第二十一条の二第二項の規定による届出は、別記様式第八号の四又は様式第八号の五によりしなければならない。	